

南島原市公告第22号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）を変更するにあたり、同法第19条第7項の規定により地域計画（変更）の案を公告し、次により関係書類を縦覧に供する。

この場合において、利害関係人は当該地域計画（変更）の案について南島原市に意見書を提出することができる。

令和8年3月11日

南島原市長 松本 政博



1 地域名

深江地区、布津地区、有家地区、西有家地区、北有馬地区、南有馬地区、口之津地区、加津佐地区、島原深江、古江田中、諏訪、馬場、布津北部、大苑、原尾、尾上、見岳、原山、釘山、白木野、有馬干拓、清谷、加津佐西部、空池原、津波見

2 縦覧期間

自 令和8年3月11日

至 令和8年3月24日

3 縦覧場所等

南島原市役所 農林水産部 農林課

南島原市有家町山川58番地1

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで（土日及び祝日等を除く）

4 地域計画の案に対する意見書について

(1) 意見書の提出先

南島原市役所 農林水産部 農林課

(2) 提出方法

直接、インターネット、郵便、ファックスによることとする。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日

(4) 意見の処理方法

- ①意見書を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- ②意見書に対する箇所の回答は行わず、地域計画（変更）を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

(5) 注意事項

- ①意見書は日本語に限る。
- ②個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。
- ③意見書の提出の対象となるのは、地域計画（変更）案に係る部分のみである。

様式第1号

地域計画の案に対する意見書

南島原市長 松本 政博 様

住所
職業
氏名

印

令和 年 月 日付け南島原市公告第 号で公告のあった地域計画の案に対して、
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定に基づき、意
見書を下記のとおり提出します。

記

南島原市地域計画の案	左記に対する意見等

様式第2号

地域計画の案に対する意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

意見書の要旨	意見の数	処理区分	処理内容等